

◆手数料に関する事項

求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>なし</u>
求人受理後、求人者に 求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を 超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> 手数料負担者は求人者とします。